

○東京都立大学におけるシンボルマーク等の取扱いに関する規程

(平成 31 年度法人規程第 23 号 制定 令和 2 年 3 月 26 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京都公立大学法人におけるシンボルマーク等に関する規程（平成 17 年度法人規程第 36 号）第 5 条に基づき、東京都立大学(以下「大学」という。)におけるシンボルマーク、シンボルカラー及びロゴタイプ（以下「シンボルマーク等」という。）等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク等)

第 2 条 シンボルマーク等のデザインについては、東京都立大学シンボルマークに関するビジュアルアイデンティティマニュアル（以下「VI マニュアル」という。）の定めるところによる。

(法人及び大学における使用)

第 3 条 大学が行う各種活動の広報を行う際には、シンボルマーク等を使用するよう努めなければならない。

2 東京都公立大学法人の教職員、大学に在籍する学生及び東京都立大学学生通則（平成 17 年度法人規則第 71 号）第 5 条に規定する学生団体（以下「大学等関係者」という。）は、その活動のためにシンボルマーク等を使用することができる。

3 大学等関係者が前項に基づきシンボルマーク等を使用する場合は、VI マニュアルに従わなければならない。

(使用の申請)

第 4 条 大学等関係者が VI マニュアルに示された各種使用例以外の方法でシンボルマーク等を使用する場合は、別記様式第 1 号により東京都立大学管理部企画広報課長（以下「企画広報課長」という。）に対して使用の申請を行うものとする。

2 前項の申請を受けた企画広報課長は、デザイン等の使用方法、使用目的等が問題の無い場合に使用を許可するものとし、不適切と認められる場合には、修正を指示し、又は使用を認めないものとする。

(大学等関係者以外の者の使用)

第 5 条 大学等関係者以外の者がシンボルマーク等を使用しようとする場合については、別に定める。

(修正指示又は使用停止)

第 6 条 企画広報課長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めた場合は、修正を指示し、又は使用を停止させるものとする。

(1) 大学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれのあるとき。

(2) シンボルマーク等の使用目的が適切でないとき。

- (3) デザイン等の使用方法が VI マニュアルに違反し、又は違反するおそれのあるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(首都大学東京におけるコミュニケーションマーク等の取扱いに関する規程の廃止)
- 2 この規程の制定に伴い、首都大学東京におけるコミュニケーションマーク等の取扱いに関する規程（平成28年度法人規程第27号）は、廃止する。

別記様式第1号(第4条関係)

シンボルマーク等使用申請
[別紙参照]

シンボルマーク等使用申請

東京都立大学管理部企画広報課長 殿

職氏名
(学生団体にあつては代表者名)

下記によりシンボルマーク等を使用したいので申請します。

なお、使用に当たっては、東京都立大学におけるシンボルマーク等の取扱いに関する規程に定められた内容を遵守します。

記

1 使用目的	
2 使用する品名	
3 使用期間・数量	
4 見本 (※)	別紙のとおり
5 担当者	所属 氏名 電話番号 E-mail

- ※ 本様式は大学等関係者がマニュアルに示された各種使用例以外の方法でシンボルマーク等を使用する場合に使用してください。
- ※ 見本には必ずサイズを記載（あるいは実寸で記載）してください。
- ※ 見本は紙、電子データのいずれでも結構です。ただし、電子データによるカラー見本の場合は、必ず色見本を添えてください。
- ※ この申請書に記載しがたい場合は、適宜別紙を添付してください。